

## 6 生徒心得

- 1 生徒心得は本校の教育方針に従い、学校生活を楽しく、円滑にするため、生徒が互いに守ることを約束し、実行する規則である。
- 1 各自はこの規則の必要性を十分に理解するとともに、必要があれば改善をするよう心がけること。
- 1 礼節  
校内外において常に礼節ある生活をするように心掛ける。
- 2 校内外の生活
  - 1 午前 8 時 25 分までには全員教室に入ること。8 時 30 分以後の入室者は遅刻とする。
  - 2 午前 3 時 30 分終業とする。
  - 3 登校してから終業までは無断で校外に出ないこと。やむを得ない時はホームルームまたは学年担任に申し出て外出許可をうけること。
  - 4 ホームルームまたは部において金銭を集める場合にはあらかじめ、ホームルーム担任もしくは顧問の許可を得ること。その他の場合は生活指導部の許可を得ること。
  - 5 校内で集会を開催する場合には次の方法によること。
    - (1) ホームルームまたは部内において開催する場合には当該担任または顧問に届ける。
    - (2) 上記以外において開催する場合には場所の許可を当該教員から得たうえで目的・責任者・場所・期日・時間を明確にして生徒会執行部に届け出る。
  - 6 校内での掲示物、印刷物の配布、雑誌等の発行は次の点を明確にして生徒会執行部に届け出ること。
    - (1) 目的
    - (2) 責任者
    - (3) 掲示物については掲示期日、配布発行については配布発行の期日と対象者。  
なお、掲示物の掲示期間は 1 ヶ月以内とする。
  - 7 課外活動は授業終了から午後 5 時までとし、午後 5 時 20 分には校門を出ること。
  - 8 午後 5 時 20 分以降の居残りは学校から指示された者以外認めない。
  - 9 部活動に関する規定は次の通りとする。
    - (1) 部活動への参加は、学年・ホームルーム・その他本校職員の指示する業務がある場合、これの終了後とする。
    - (2) 各部員は、顧問の許可を得て、休部することができる。
    - (3) 部費は顧問と相談の上決定し、原則月額千円以内とする。ただし休部者からは徴収しない。
    - (4) 日常の部活動において、個人の事情を無視した活動を強要してはならない。
    - (5) 各部は、年度初めに「部活動届」「部員名簿」「年間計画表」を生活指導部に提出する。
    - (6) 宿泊を伴う活動の場合は前年度末までに「年間計画表」を提出後、職員会議の承認を得る。
    - (7) 活動停止期間について  
考査 1 週間前および考査中。ただし、考査期間中あるいは考査終了直後に公式戦(公演等)がある場合には、原則としてその 1 週間前からを目途に、1 日あたり 1 時間半程度を目途に活動できる。(要届け出)
    - (8) 校内での活動時間一覧

活動日	時間	条件	届け出
月～金	7 時限終了 ～17:00	決められた活動場所で行う。	なし
	朝練 A 8:00 ～8:15	顧問が登校し、活動する。 朝練 B については、週 2 回まで。	要
	朝練 B 7:30 ～8:15	※公式戦 1 週間前については、別途届け出を提出し制限を設けない。ただし、考査前・考査中は公式戦前だとしても不可。	要
	昼休み	原則禁止。ただし体育館活動部に限り、公式戦 1 週間前より活動を認める。(放課後に体育館を利用できない曜日に限る) ※考査前・考査中は不可。	要
土休日	9:00～ 16:30	顧問が登校し、活動する。土日(連休)で半日以上活動しない時間帯を作る。原則講習・補習を優先させること。ローテーションを組み、活動時間帯が偏らないようにすること。	要

長期休業中	月～金	9:00～ 16:30	決められた活動場所で行う。顧問が登校して活動することが原則。顧問の都合がつかず、事前に日直に依頼できていれば活動可。	なし
	土休日	9:00～ 16:30	顧問が登校し活動する。	要

- 10 宿泊を伴う旅行は、保護者認印の旅行届を担任に提出すること。ただし、男女の友人のみによる宿泊旅行は認められない。(保護者かそれに代る者の同行を必要とする。)
  - 11 学割乗車証を利用しようとする者は、経営企画室所定の書類に必要事項を記入し、担任の認印を得て経営企画室に提出すること。
  - 12 地域社会の行事や奉仕活動に参加する場合は、家庭・ホームルーム担当とよく相談して、慎重に決定すること。
  - 13 アルバイトは原則として禁止する。ただし、家庭の事情などで、やむをえずアルバイトをしなければならない場合は、保護者とともに事業所の環境、仕事の内容などを確かめ、担当とよく相談して、慎重に決定すること。
  - 14 校外にあっては、本校生徒としての自覚に基づいて行動をつつしむこと。
  - 15 自動車・オートバイでの通学は禁止する。
  - 16 通学に自転車を利用する場合は、担任を通じて自転車通学許可願を提出し、生活指導部からステッカーの交付を受けてから行うこと。ステッカーは所定の位置に必ず貼付すること。(町田駅から学校までの自転車通学は認めていません。)
  - 17 通学用自転車は所定の位置に駐輪すること。
  - 18 災害発生等、緊急時には安全迅速に避難ができるよう避難経路を熟知しておき、担任の指示に従うこと。
  - 19 台風、積雪などの悪天候で登校が困難な場合は、学校の指示に従うこと。
- 3 休業日の登校
- 1 休業日に活動しようとする部・委員会・クラスなどの団体は、その週の水曜日までに、休日登校届を生活指導部に提出し、許可を受けること。
  - 2 休業日に上記団体が活動する際には、許可をした関係職員の出校を必要とする。
  - 3 長期休業中の登校規程は別に定める。
- 4 服装
- 1 通学服 学校に来て勉強するのにふさわしい服装であり、町田高校生としての自覚を失わないものにする。
  - 2 靴 学校に来て勉強するのにふさわしいものにする。なお、ハイヒール・サンダル等は禁止する。
  - 3 頭髪 常に清潔にしておくこと。学校に来て勉強するのにふさわしい髪型・髪の色にすること。身だしなみが「節度を欠いている」「華美である」と判断した場合は、指導を行う。
- (註) 学校行事などの際には左胸に校章を必ずつけること
- 5 金銭・所持品
- 1 金銭や貴重品は必ず身につけておくこと。
  - 2 友人との間で金銭の貸借はしないこと。
  - 3 校内において金銭物品などを遺失または拾得した時はただちに生活指導部に届け出ること。
  - 4 生徒証明書および生徒手帳を常に携帯すること。
  - 5 学習活動に必要なものを持ち込まないこと。
- 6 清掃
- 1 掃除の時には率先して働き、受持区域の清掃に責任を持つこと。
- 7 出欠に関する願・届
- 1 欠席、忌引はその月日・理由を所定の書式または生徒手帳諸届欄により担任に届け出ること。(P8参照)
  - 2 遅刻・早退はその月日・理由を本手帳の通信欄に書いて担任に届け出ること。
  - 3 7日以上長期にわたる病気欠席をする時には医師の診断書を添えて届け出ること。
  - 4 忌引の際には次の日数を忌引欠席とする。

父母	7日	祖父母	3日
兄弟姉妹	3日	伯叔父母	1日
その他親族	1日		
- 葬儀のために旅行を要する時はこれに要する往復日数を加算する。
- 5 休学または復学する時には学校所定の様式により速やかに担任に願い出ること。
  - 6 転学または退学する時には学校所定の転学願または退学願用紙で速やかに担任に願い出ること。

## 8 週番

- 1 週番は各組2～3名宛週間交替で行う。ただしこの週番から週番長は除く。
- 2 週番長は2年生とし、各クラス2名ずつ選出されたものが順次これに当る。
- 3 週番は8時15分に週番教員立会のもと所定の場所に集合し、指示を受けること。
- 4 週番長の任務は次の通りとする。
  - (1) 週番集合の指揮をとる。
  - (2) 出欠状況を統計用紙に記入する。
  - (3) 週番長日誌を記入する。
  - (4) 次週の週番長と引き継ぎを行う。
- 5 週番の任務は次の通りとする。
  - (1) 週番は8時15分までに登校する。
  - (2) 教員、生徒会からの連絡事項をホームルームに伝達する。
  - (3) 教室の整備および美化につとめる。
  - (4) 教室内で盗難のおこらぬよう注意する。
  - (5) 清掃分担区域の清掃を監督する。
  - (6) 冷暖房器機、空調装置を管理する。
  - (7) ホームルーム日誌を記載し、担任の認印を受ける。
  - (8) 職員室のクラスボックス内の配付物を配付・伝達する。

## 9 HRの委員

- 1 HRの委員に、生徒、ホームルーム、図書、保健、放送各2名の委員をおく。
- 2 HRの委員はその組の生徒の選挙によって決定する。
- 3 HRの委員はその組の意思を代表し、学力の向上、風紀の維持、環境の整備に注意し、ホームルーム担任と相談しながらクラスを運営する。

## 10 ホームルーム委員および委員会

- 1 ホームルーム委員
  - (1) ホームルーム委員はロングならびにショートホールームの企画・運営にあたる。
  - (2) 企画・運営については、特別教育活動の趣旨をふまえ担任およびホームルーム生徒と相談し、自主的・自律的な活動を計画・実施する。
- 2 ホームルーム委員会
  - (1) ホームルームの充実を図るために相互研究の場として委員会を設ける。
  - (2) 各学年1名の委員長を互選し、その中から全体の委員長1名を互選する。
  - (3) 各学年の委員会は、各組のホームルーム活動を実施するに際して、情報交換や相互調整が必要な場合に、学年の委員長が、当該学年の担任教員と連絡をとりながら、招集する。
  - (4) 全学年の委員会も、(3)と同様に、生活指導部の担当教員と連絡をとりながら、全体の委員長が招集する。

## 11 部

体育部 剣道部、卓球部、バスケットボール部（男・女）、バレーボール部（男・女）、陸上競技部、硬式野球部、サッカー部、バドミントン部、ソフトボール部、山岳部、硬式テニス部、水泳部、バトントワリング部、ダンス部

文化部 生物部、美術部、演劇部、茶生花部、吹奏楽部、管弦楽部、和太鼓部、イラスト部、陶芸部、写真部（休部中）

## 12 同好会

- 4月中に次の事項を明確にして生活指導部に提出し、職員会議で認められた時成立する。
- (1) 活動目的
  - (2) 顧問名
  - (3) 活動場所
  - (4) 代表者名および会員名簿。
- (同好会)  
パソコン、軽音楽、映像文化、音楽（合唱）